

厚生労働大臣
社会保険診療報酬支払基金理事長
国民健康保険中央会会長

加藤勝信 様
伊藤文郎 様
岡崎誠也 様

2018年9月7日
全国保険医団体連合会
会長 住江 憲勇

9月6日北海道地震及び台風21号等による 診療報酬等の請求の取り扱いに関する緊急要望書

前略

9月6日北海道地震及び台風21号等による甚大な被害への貴職のご尽力に、敬意を表します。

さて、9月6日北海道地震及び台風21号によって甚大な被害が広がっています。

運良く直接的な被害を免れた医療機関でも、停電のために「電子カルテ、照明、エアコンが使えず診療ができないばかりか、10日までに保険請求が間に合わない」との声が寄せられています。

台風21号によって近畿では、9月6日午前0時時点で31万6千戸が停電しております。また、9月6日の北海道地震によって9月7日朝の時点で3分の2の世帯で停電が続いており、完全復旧には1週間程度の時間がかかると言われています。

仮に復旧したとしても、受診が必要な患者のための診療を優先することとなり、保険請求実務の時間が確保できないことが想定されます。

保険請求の締め切りは直ぐ迫っています。

早急に下記につきまして対応を図っていただけますよう、お願い致します。

記

- 一、診療報酬請求書の提出期限の延長、紙媒体での請求等を認めること。
- 一、被災によって診療録等を滅失、汚損又は棄損した診療分及び通常の請求が困難な場合について、概算請求を認めること。
- 一、診療報酬支払いについては、滞りなく行うこと。
- 一、上記の対応について、早急に医療機関にその旨を広報すること。
- 一、介護報酬及び障害福祉サービスについても同様の対応とすること。